

# 2026年度 第1回明石市社会福祉審議会

日 時：2026年(令和8年)5月20日(水)14:00～  
場 所：明石市役所議会棟 2階 大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) (仮称)明石市ケアラー支援条例の制定について

(2) 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第10期介護保険事業計画の  
策定について

### 3 報 告

・新年度の主な取組(福祉局・こども局)

### 4 そ の 他

### 5 閉 会

## 明石市社会福祉審議会 委員名簿

2026年5月1日現在

団体名等	役職名等	氏名
明石市連合まちづくり協議会	副会長	大野 美代子
明石市民生児童委員協議会	副会長	田口 里子
	主任児童委員部会長	藤田 由江
明石市高年クラブ連合会	会長	河村 春喜
明石市障害当事者等団体連絡協議会	会長	四方 成之
明石障がい者地域生活ケアネットワーク	理事長	飯塚 由美子
明石市社会福祉法人連絡協議会	会長	多田 佳史
明石市保健福祉施設協会	副会長	横山 光昭
明石市医師会	消化器内科医	吉田 俊一
明石市歯科医師会	理事	田中 秀幸
兵庫県精神保健福祉士協会	会長代理	佃 正信
明石市ボランティア連絡会	相談役	坂口 逸子
西明石サポーターリングファミリー	代表	松本 茂子
明石市立小・養護学校長会	二見西小学校	山野井 昭雄
明石市立中学校長会	魚住中学校	☆赤枝 康隆
明石市立幼稚園長会	大久保幼稚園	竹下 永子
明石市立保育所長会	王子保育所	☆松江 明美
神戸学院大学総合リハビリテーション学部	准教授	○水上 然
関西福祉大学	名誉教授	佐伯 文昭
神戸大学	名誉教授	◎伊藤 篤
甲南女子大学（小児科医）	名誉教授（小児科医）	稲垣 由子
西神戸トラウマカウンセリングルーム	理事	大上 律子
精神科医	精神科医	藤林 武史
浜田法律事務所	弁護士	前田 麻衣
明石市社会福祉協議会	地域支援課長	山形 匡則
こども財団	常務理事	永富 秀幸
NPO法人 居場所	理事長	阪田 憲二郎

※◎委員長 ○委員長職務代理

## 次 第 2 議 事

- (1) (仮称) 明石市ケアラー支援条例の制定に  
ついて

## (仮称) 明石市ケアラー支援条例の制定について

### 1 条例制定の背景

#### (1) ケアラーを取り巻く環境

様々な世代や立場で、家族や身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等を行っているケアラー（支援者）は、ケアを受ける人を支える上で、重要な役割を果たしています。しかしながら、過大な精神的、身体的、経済的負担により、日常生活に支障が生じ、さらには、社会から孤立するなど、ケアラー自身の活動や生き方に深刻な影響を及ぼすおそれも考えられます。近年では仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に行うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、それぞれが深刻な課題に直面しています。

#### (2) これまでの本市の取組

これまで明石市では、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」「持続可能な」「パートナーシップ」によるまちづくりを推進し、各分野での事業者等と連携した当事者支援をはじめ、ケアラーに対する支援についても、関係各課による横断的な体制での支援や、関係機関を通じた実態調査、相談窓口における対応及び市民理解を進める啓発など、様々な取組を進めてまいりました。

### 2 条例制定にあたっての基本的な考え方

子どもも大人も、市民一人ひとりが本当に暮らして良かったと思える「もっとやさしいまち明石」の実現に向けて、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことが大切であると考えます。

また、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくことが必要であると考えます。これらを踏まえて、以下を基本理念として支援条例の制定を検討してまいります。

- ① ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならないものとします。
- ② ケアラーの支援は、市、市民、事業者及び関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう地域社会全体で支えるように行われなければならないものとします。

### 3 条例の制定による効果

#### (1) ケアをする人も受ける人も暮らしやすいまちに

条例に基づいた施策を進めることで、ケアをする人と受ける人のどちらにとっても暮らしやすいまちになることにより、全ての市民が、明石に住んでよかった、住み続けたいと実感できるまちづくりを目指してまいります。

#### (2) 施策の方向性の明確化と具体的施策の推進

「誰一人取り残すことなく助け合うまちづくり」という市の考え方を、議会の議決を得て、恒久的な形ではっきりさせることで、その方向性に沿った施策を継続的に展開するとともに、この条例に基づいて実施する必要な施策の推進を図ってまいります。

### (3) 市民意識の向上

市の考え方を示し、条例に基づく啓発活動を推進することで、ケアラーに関する市民の理解が進み、市民がともに支え合いながら「誰もが安心して暮らし続けられるまち」を実現してまいります。

## 4 条例の構成（案）

第1章 総則
・目的 ・定義 ・基本理念
第2章 各主体の責務
・市の責務 ・市民の役割 ・事業者の役割 ・関係機関の役割
第3章 基本的施策（支援内容の列挙）
・相談窓口の設置 ・情報提供 ・人材育成 ・ピアサポート
・企業や学校等との連携 ・介護事業者等との連携
第4章 推進体制
・推進計画 ・体制の整備
第5章 雑則・附則
・見直し規定 ・施行期日

## 5 制定プロセス及び今後のスケジュール（案）

時期	内容
令和8年4月	関係団体、当事者等へのヒアリング（4月～6月）
5月	社会福祉審議会① ※条例制定の提案とヒアリング内容の報告
6月	文教厚生常任委員会 ※条例制定の提案
7月	タウンミーティングの実施
8月	社会福祉審議会② ※素案に対する意見聴取
9月	文教厚生常任委員会 ※条例素案の報告
10月	パブリックコメントの実施
11月	社会福祉審議会③ ※パブコメの結果報告、条例案の提示
12月	市議会へ提案 文教厚生常任委員会 ※条例案の報告

## 6 支援ニーズの把握について

調査対象：福祉局、こども局、教育委員会事務局の関係各課

対象ケアラー	市が把握している主な支援ニーズ
医ケア児のケアラー	・医ケアに対応可能な看護人材不足の課題が根底にあり、受入可能な福祉施設等が不足している。 ・保護者は24時間365日絶え間なく医療的ケアを行わなければならない、心身ともに疲弊している。
ヤングケアラー	・いじめ、不登校、虐待等と関連するケースに対する支援。 ・進学に向けた親の援助が受けられない。家庭内で学習場所がない。 ・他のこどもとの体験格差が生じている。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児(多胎、多子、外国にルーツがある子、医療ケア)のケアラーとなっているきょうだい児を把握することがある。きょうだい児が育児を担う必要がなくなる体制整備が必要。</li> </ul>
障害児者のケアラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者への適切な対応方法が分からず疲弊している。家族もサポートしてほしい。</li> <li>・まわりに相談できる人がいない。理解してくれる人が少ない。同じ辛さを共有できる仲間が少ない。</li> <li>・障害当事者及びその家族が生活している状況を、担当の民生委員・児童委員に知って欲しい。</li> <li>・どのように就労に繋がればいいのか知りたい。</li> </ul>
精神疾患のケアラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の親が本人の受診支援や精神的サポートを行っている。また、子が精神疾患の親のサポートを行っている。</li> </ul>
高齢者のケアラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診同行や、余暇活動の同行をサポートする社会資源がない。</li> <li>・介護負担を分かち合える場がない。</li> </ul>
認知症のケアラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の介護の工夫や利用可能な制度など、必要な情報を的確かつ気軽に得たい。</li> <li>・まわりに相談できる人がいない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり当事者の悩みや金銭不安など、8050問題が顕在化している。家族が相談できる場所が無く孤立感を抱えている。</li> </ul>

※今回の庁内ヒアリングをはじめとして、4月から6月にかけて当事者団体や支援者団体、関係機関等へのヒアリングを実施してまいります。

## ケアラーはこんな人たちです

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga



障害のあるこどもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

こころやからだに不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのことです。

## 他自治体におけるケアラー支援条例の制定状況

自治体名	条例名	施行日	支援対象	特徴
埼玉県	埼玉県ケアラー支援条例	令和2年 3月31日	ケアラー 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>全国初</u>のケアラー支援に関する条例。</li> <li>● ヤングケアラーをケアラーのうち、18歳未満の者と定義づけている。</li> </ul>
北海道栗山町	栗山町ケアラー支援条例	令和3年 4月1日	ケアラー 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>全国市区町村で初めて</u>のケアラー支援に関する条例。</li> <li>● ヤングケアラーに関する規定は置いていない。</li> </ul>
茨城県	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	令和3年 12月14日	ケアラー 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県が講ずることが必要な施策として、<u>10項目を</u>列挙している。(相談体制の整備、一時的なケアの提供、修学支援、包括的な支援など)</li> </ul>
北海道浦河町	浦河町ケアラー基本条例	令和3年 12月14日	ケアラー 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 推進計画などは置かず、<u>個別計画</u>の中で基本理念に基づいた具体的な施策を盛り込むこととしている。</li> </ul>
北海道	北海道ケアラー支援条例	令和4年 4月1日	ケアラー 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ケアラーの早期発見及び相談の場の確保、ケアラーを支援するための地域づくり等を規定している。</li> </ul>
埼玉県入間市	入間市ヤングケアラー支援条例	令和4年 7月1日	ヤング ケアラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>ヤングケアラーの支援に特化</u>した条例。</li> <li>● 推進計画や<u>具体的な施策</u>に関する記載は一切なし。</li> </ul>
鳥取県	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例	令和5年 1月1日	ケアラー 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭内援助を行うケアラーに対する支援のみならず、援助を受ける家族等に対する支援も規定している。</li> </ul>
京都府京都市	京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例	令和6年 11月11日	ケアラー 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>政令指定都市初</u>の議員提案条例。</li> <li>● 前文が長く、様々なケアラー（ヤング、若者、ワーキング、ダブル、高齢ケアラー）を列挙している。</li> <li>● 8項目の基本的施策が記載されている。</li> </ul>

## 次 第 2 議 事

- (2) 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第 10 期  
介護保険事業計画の策定について

## 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

本市では、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者いきいき福祉計画（老人福祉計画）」と「介護保険事業計画」を一体のものとして、3年間を期間とする「明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）」を策定しています。

今年度で現行の第9期計画が最終年度となることから、本市の同計画に掲げた目標の達成状況、その成果や課題、また介護保険制度の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、国が掲げる基本方針に基づき、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」や福祉分野の上位計画である「明石ほっとプラン（明石市第5次地域福祉計画）」の基本理念との整合を図り、すべての高齢者が自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるやさしい共生社会を目指し、第10期計画を策定します。

### 2 計画の概要

本計画では、本市の高齢者福祉や認知症に関する施策をはじめ、生きがいつくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性や具体的な取組みを定めます。

また、本市の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえ、高齢者施設等介護サービスの基盤整備計画など介護保険給付の円滑な実施の確保方策を定めるとともに、介護保険給付の財源となる第10期計画期間における第1号被保険者の介護保険料を決定します。

### 3 計画の期間

2027年度（令和9年度）から2029年度（令和11年度）までの3年間とします。

### 4 計画策定体制

計画策定に際しては、幅広い関係者の意見を計画に反映できる体制とするため、臨時委員を委嘱のうえ、明石市社会福祉審議会の高齢者福祉に関する事項を調査審議するための機関である高齢者福祉専門分科会において審議してまいります。

### 5 今後のスケジュール（案）

月	内容
令和8年8月	第1回高齢者福祉専門分科会開催
10月	第2回高齢者福祉専門分科会開催
11月	第3回高齢者福祉専門分科会開催 ※第10期計画素案の提示
12月	定例会市議会へ第10期計画素案の報告
令和9年1月	パブリックコメントの実施
2月	第4回高齢者福祉専門分科会開催 ※パブリックコメント結果報告、第10期計画案の提示
3月	定例会市議会へ第10期計画案の報告